

インフルエンザ予防接種費用助成のご案内

今年度もインフルエンザのまん延と重症化を防ぐため、予防接種費用の助成を行います。

インフルエンザ予防接種は個人の選択による接種ですが、当町ではより多くの町民の皆さんのが接種されるように、費用の助成を行います。ぜひ、期間内に受診して下さい。

| | | | |
|------------------------------|--------------|-------------|--------------|
| 対象者 | 陸別町国民健康保険加入者 | 陸別町在住の未就学児童 | 陸別町在住の1歳以上の方 |
| ＜場所＞ | | | |
| ○ 陸別町国民健康保険関寛斎診療所、及び町外の各医療機関 | | | |
| ＜期間＞ | | | |
| ○ 令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月） | | | |
| ※期間外の接種は、助成を受けることができません。 | | | |
| ※医療機関により、接種開始日や接種可能日時が異なります。 | | | |
| 接種を希望する各医療機関にお問い合わせください。 | | | |

＜助成について＞

- 費用助成を受けられるのは、裏面の助成対象者です。
- 助成対象者のうち、町外医療機関で接種を希望される方は、償還払いに対応します。
- 口座振込で償還払いを行いますので、裏面を確認し、必要書類等を持参のうえ、保健福祉センター保健指導担当に申請ください。

＜その他＞

- 今シーズンのワクチンは4価ワクチンです（A型2種類、B型2種類の混合）。
- 今年度、2歳～19歳未満を対象に、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンでの予防接種（鼻腔内への接種）が開始されますが、費用の助成はありません。
- 予防接種の回数は、生後6ヵ月から13歳未満が2回、13歳以上が1回です。
- 他の予防接種を行う場合、接種間隔をもうける必要はありません。
- 期間内でもワクチンが無くなった時点で終了となります。あらかじめご了承下さい。

＜お問い合わせ＞

- ご不明な点がありましたら、保健福祉センター保健指導担当までお問い合わせ下さい。（電話：0156-27-8001）

インフルエンザ予防接種の費用助成について

助成内容は次のとおりです。

| 助成対象者 | 助成回数 ※1 | 自己負担額 | 助成を受けるための必要書類等 |
|--|------------------------|-------|----------------------|
| 生活保護世帯の者 | 原則1回 | 無料 | 証明書と印鑑 ※2 |
| 町民税非課税世帯の者 | 原則1回 | 無料 | 書類「町民税課税状況の照会」と印鑑 ※3 |
| 妊婦 | 原則1回 | 無料 | 母子手帳 |
| 生後6カ月～18歳（高校生相当）の者 | 13歳未満 2回 13歳以上 原則1回 | 無料 | 母子手帳 |
| 65歳以上の高齢者 | 1回 | 無料 | 健康保険証 |
| 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等により、身体障害者手帳1級を所持する者 | 1回 | 無料 | 健康保険証 身体障害者手帳 |

※費用助成は口座振込で行いますので、振込先のわかる通帳等をご持参ください。

- 1) 陸別町国民健康保険関寛斎診療所をご利用の場合は、必要書類を提示することで無料で接種ができます。
- 2) 他の医療機関をご利用の場合は、一度費用を全額お支払い下さい。後日、領収書・印鑑・振込先のわかる通帳・上記必要書類を持参のうえ、保健福祉センター保健指導担当に申請することで、助成が受けられます。ただし、令和7年3月31日（月）までに接種・申請を行う場合に限ります。
(償還払い助成期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日まで)
- 3) ※1 助成回数は原則1回ですが、医学的な理由で医師が2回接種を必要と判断する場合があります。その際は、保健福祉センターまでご連絡下さい。
- 4) ※2 生活保護世帯の者については「生活保護受給世帯証明願」を提出して下さい。
なお、この証明書の発行は保健福祉センター福社担当です。
- 5) ※3 町民税非課税世帯の者については、「町民税課税状況の照会」を提出して下さい。ただし、事前に役場町民課税務担当で照合・確認を済ませて下さい。
(発行無料。用紙は町民課税務担当に備え付けています。)

〈費用助成対象以外の者について〉

陸別町国民健康保険関寛斎診療所では、1人1回 3,500円で接種できます。

〈お問い合わせ〉

ご不明な点がありましたら、保健福祉センター保健指導担当まで、お問い合わせ下さい。（電話 27-8001）